

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年6月27日(2024.6.27)

【公開番号】特開2023-46790(P2023-46790A)

【公開日】令和5年4月5日(2023.4.5)

【年通号数】公開公報(特許)2023-063

【出願番号】特願2021-155578(P2021-155578)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 611A

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月19日(2024.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【請求項1】

制御チップを有し、

前記制御チップと接続可能なソケットを有し、

前記ソケットが接続されている基板を有し、

前記ソケットは透過性を有する素材で構成されており、

前記ソケットには、前記ソケットの長手方向において、前記ソケットと前記基板とが接触していない所定の非接触部分があり、

前記基板からの前記所定の非接触部分の高さは、前記基板に実装されている所定の抵抗の高さよりも低くなっている

遊戯機。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する(かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。)。

本発明(第6実施形態)は、

制御チップ(メインチップ55)を有し、

40

前記制御チップと接続可能なソケット(ソケット56)を有し、

前記ソケットが接続されている基板(メイン制御基板50)を有し、

前記ソケットは透過性を有する素材で構成されており、

前記ソケットには、前記ソケットの長手方向において、前記ソケットと前記基板とが接触していない所定の非接触部分(切欠部56e)があり、

前記基板からの前記所定の非接触部分の高さ(H1)は、前記基板に実装されている所定の抵抗(抵抗50a)の高さ(H3)よりも低くなっている

遊戯機である。

50